

電力・ガス取引監視等委員会

第73回料金制度専門会合

1. 日時：令和8年2月17日（火） 15：00～15：21
2. 場所：オンラインにて開催
3. 出席者：大橋座長、松村委員、村松委員、大屋敷専門委員、川合専門委員、河野専門委員、新家専門委員、関口専門委員、東條専門委員、友岡専門委員、華表専門委員、平瀬専門委員

（オブザーバーについては、委員等名簿を御確認ください）

○黒田NW事業監視課長 定刻となりましたので、ただいまから、電力・ガス取引監視等委員会第73回料金制度専門会合を開催いたします。私は、事務局ネットワーク事業監視課長の黒田です。よろしくお願いいたします。

委員及びオブザーバーの皆様方におかれましては、御多忙のところ御参加いただきまして、誠にありがとうございます。

本会合はオンラインでの開催としております。なお、議事の模様はインターネットで同時中継を行っています。

それでは、議事に入りたいと思います。

以降の議事進行は大橋座長にお願いしたく存じます。よろしくお願いいたします。

○大橋座長 皆さん、こんにちは。本日、大変お忙しいところ御参集いただきまして、ありがとうございます。

本日、73回の会合ですけれども、議題は1つございまして、「ガス導管事業者の2024年度託送収支の事後評価について」ということでございます。

まず、こちらのほう、事務局に資料3を作成していただいておりますので、御説明いただいた後、皆さんと討議できければと思います。それでは、よろしくお願いいたします。

○黒田NW事業監視課長 それでは、資料3を御覧ください。「ガス導管事業者の2024年度託送収支の事後評価について」ということでございます。

3ページ御覧いただければと思いますけれども、まず、昨年10月に開催をいたしました第587回電力・ガス取引監視等委員会におきまして、一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の2024年度における託送収支の事後評価等に関して事務局が行った評価を、料金制度専門会合において確認をいただくということとされました。

事後評価の対象となるガス導管事業者、合計144社でございますけれども、このうち昨年9月までに託送収支計算書を公表した137社については、昨年11月14日に開催された第71回料金制度専門会合において、事後評価を実施したところでございます。

今回は、昨年10月以降に託送収支計算書が公表された残りの7社について、事後評価を実施させていただきたいということでございます。

4ページを御覧いただければと思います。今回対象となる事業者は、この赤枠の7社でございます。一般ガス導管事業者が6社、特定ガス導管事業者が1社ということでございます。

5ページを御覧ください。今年度の事後評価については、昨年度までと同様に、以下の進め方で実施をしております。

すなわち、ストック管理、フロー管理ということでございますが、まず①といたしまして、各社の超過利潤累積額について、一定水準額と比較し、変更命令の発動基準となる一定水準額を超えている事業者を抽出する、これをストック管理と呼んでおります。

また、②でございまして、各社が想定単価と実績単価から算出した乖離率について、変更命令の発動基準となる-5%を超えている事業者を抽出、これをフロー管理と呼んでおります。

上記①、②に該当する事業者については、期日までに料金の値下げ届出を実施する予定であるかを聴取しているということでございまして、これらの結果については、次回以降の電力・ガス取引監視等委員会に報告し、経済産業大臣及び経済産業局長等からの意見の求めに対する本委員会の意見を回答する予定ということでございます。

7ページを御覧ください。まず、ストック管理基準の結果の概要ということでございまして、各社の超過利潤累積額について一定水準額と比較をした結果、超過利潤累積額が変更命令の発動基準となる一定水準額を超過した社はいなかったということでございます。

8ページでございまして、ガス導管事業者7社の乖離率。こちら、フロー管理の結果の概要となっております。

各社の想定単価と実績単価から算出した乖離率について確認をした結果、鈴与商事(株)の乖離率が、変更命令の発動基準となる-5%を超過しているという確認結果となっております。

9ページを御覧ください。超過事業者の料金値下げ以降ということでございまして、想定単価と実績単価から算出した乖離率が-5%を超過した鈴与商事(株)については、翌事

業年度の開始の日までに料金の値下げ届出が行われない場合、原則として、所管の経済産業局長の変更命令の対象となるということでございます。

ただし、フロー管理基準超過の場合は、事業者から現行の託送供給約款料金の水準維持の妥当性について説明がなされ、本会合において合理的だと判断される場合には、料金の値下げ届出を行わなくてよいこととされております。

鈴与商事(株)に対して、今年の9月1日が次の翌事業年度の開始日になっておりますけれども、期日までに料金の値下げ届出を提出する予定であるか、あるいは合理的な説明を行うかを確認したところ、翌事業年度の開始の日である2026年9月1日までに値下げ届出を提出する予定であるという旨を確認したところでございます。

11ページを御覧ください。まとめでございますけれども、前のページまでの結果を踏まえまして、本会合としては以下の内容で取りまとめ、電力・ガス取引監視等委員会へ報告することとしてよいかということでございます。

まず、超過利潤累積額が変更命令の発動基準となる一定水準額を超過していた社はいなかった。

また、鈴与商事(株)については、想定単価と実績単価から算出した乖離率が変更命令の発動基準となる-5%を超過していた。同社については、期日（翌事業年度の開始の日）までに託送供給約款の料金の値下げ届出が行われない場合、原則として、所管の経済産業局長の変更命令の対象となるということでございます。

最後に、今後のスケジュールでございます。13ページでございますけれども、本日の事後評価結果については、3月上旬の電力・ガス取引監視等委員会に報告する予定としております。

また、昨年11月に確認をした結果も含めて、2026年5月を目途に、2024年度のガス導管事業者の託送収支の事後評価の結果を取りまとめたいと考えているところでございます。

私の説明は以上になります。

○大橋座長　　ありがとうございました。

それでは、今御説明の内容について、委員あるいはオブザーバーの方から、ぜひ御意見いただければと思います。Teamsの挙手機能を使って御発言希望を教えてください、指名させていただきます。

それでは、いかがでしょうか。――特段ございませんか。オブザーバーの方も、もし希望があればいただければと思います。いかがでしょうか。

それでは、特段御異論がないということで受け止めさせていただきます。そういう形ではよろしゅうございますでしょうか。

それでは、議題の1「ガス導管事業者の2024年度託送収支の事後評価」ということについて御異論なしということで、事務局案どおりの整理とさせていただいて、本会合の結果を電力・ガス取引監視等委員会に今後御報告いただくという形で進めていただければと思います。どうぞよろしくお願いたします。

今回、昨年の11月と2回に分けて託送収支事後評価をさせていただきました。また、対象の導管事業者144社でございまして、今回も含めて合計6社が値下げの届出の対象となったということを皆さんに御確認いただいたところでございます。

こちらのほう、事務局において各社の値下げの内容についてしっかり今後確認いただくということで、その結果については、5月の本会合で御報告いただく予定と伺っていますので、そちらのほうもぜひよろしくお願いできればと思います。

本日、議題1つということでございまして、以上ということではございますが、もしこの機会にお話ししたいとか、何か御意見等あればいただければと思いますけれども、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、以上ということで、議事進行のほうを事務局にお返しさせていただきます。

○黒田NW事業監視課長　大橋座長、ありがとうございました。

本日の議事録については、案ができ次第送付させていただきますので、御確認のほどよろしくお願いをいたします。

次回開催につきましては、追って事務局より御連絡いたします。

それでは、第73回料金制度専門会合はこれにて終了といたします。本日は、ありがとうございました。

——了——